

平成30年度

第1回市川市交通対策審議会

日 時:平成30年7月10日(火)14時30分～

場 所:市川南仮設庁舎1階会議室

会 議 次 第

1. 辞令交付式
2. 開 会
3. 会長、副会長の選任について
4. 駐輪場使用料の見直しについて
5. 北千葉道路について(報告)
6. 地方版図柄入りナンバープレートについて(報告)
7. その他
8. 閉 会

平成30年度第1回市川市交通対策審議会 席次表

日時：平成30年7月10日(火)14時30分～

場所：市川南仮設庁舎 1階 会議室

(会長)

(副会長)



羽石委員 ○

湯浅委員 ○

河野委員 ○

長島委員 ○

木嶋委員 ○

加藤委員 ○

早川委員 ○

中山委員 ○

三部委員 ○

○ 青山委員

○ 大場委員

○ ほそだ委員

○ 増田委員

○ 鈴木委員

○ 西原委員

○ 高田委員

○ 松丸委員

○ 鈴木委員

○ 松本委員

傍聴席

事務局

事務局

(事務局)

扉

市川市交通対策審議会委員名簿

平成30年6月26日現在

	選出区分	氏名	ふりがな	新・再任	推薦母体等
1	市議会推薦	青山 博一	あおやま ひろかず	—	市川市議会 議員
2	〃	大場 諭	おおば さとし	—	〃
3	〃	ほそだ 伸一	ほそだ しんいち	—	〃
4	〃	増田 好秀	ますだ よしひで	—	〃
5	〃	田中 幸太郎	たなか こうたろう	—	〃
6	〃	鈴木 雅斗	すずき まさと	—	〃
7	学識経験者	西原 相五	にしはら そうご	再任	日本大学理工学部非常勤講師 TRプランニング顧問
8	〃	高田 邦道	たかだ くにみち	再任	日本大学理工学部名誉教授
9	市民の代表者	松丸 陽輔	まつまる ようすけ	新任	市川市PTA連絡協議会 副会長
10	〃	鈴木 茂	すずき しげる	新任	市川市自治会連合協議会 常任理事
11	〃	松本 利美	まつもと としみ	新任	市川市交通安全母の会 会計
12	〃	三部 ミヨ子	さんべ みよこ	再任	少年補導員連絡協議会 会長
13	〃	金子 正	かねこ ただし	再任	市川地区安全運転管理者協議会 会長
14	〃	中山 忠三	なかやま ちゅうぞう	新任	市川商工会議所 議員
15	関係機関の職員	早川 和利	はやかわ かずとし	再任	東日本旅客鉄道(株)千葉支社 企画室長
16	〃	木津 和久	きづ かずひさ	再任	東京地下鉄(株) 鉄道統括部 計画課 渉外・工事調整担当課長
17	〃	加藤 浩一	かとう こういち	再任	京成バス株式会社 常務取締役
18	〃	木嶋 譲	きじま ゆずる	再任	千葉県タクシー協会 理事 事故防止委員長 (東洋タクシー代表取締役社長)
19	〃	長島 博之	ながしま ひろゆき	新任	千葉県葛南土木事務所 所長
20	〃	河野 勝	かわの まさる	再任	市川警察署 交通課長
21	〃	湯浅 浩一	ゆあさ ひろかず	再任	市川交通安全協会 青年部役員
22	〃	羽石 聡	はねいし さとし	再任	行徳警察署 交通課長

任期

①市議会推薦 平成29年6月24日～平成31年6月23日

②学識経験者・市民代表・関係機関 平成30年6月26日～平成32年6月25日

○市川市交通対策審議会条例

昭和50年3月31日

条例第19号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市交通対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の交通対策のすべてについて市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員22名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 学識経験者 2名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の職員 8名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めたときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

4 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

5 部会長は、部務を統理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(審議会の事務)

第8条 審議会の事務は、道路交通部において所掌する。

(昭60条例1・昭61条例23・平6条例1・平11条例4・平18条例1・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(平23条例4・一部改正)

(審議会の運営その他必要な事項)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則(抄)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(市川市交通安全対策委員会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

市川市交通安全対策委員会条例(昭和43年条例第23号)

市川市交通安全対策会議条例(昭和46年条例第3号)

附 則(昭和60年3月28日条例第1号)抄

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月25日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月29日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【市営駐輪場の収支状況及び使用料の減収額】

資料 4

2018/7/4

表 1 : 市営駐輪場の収支状況における行政コスト計算

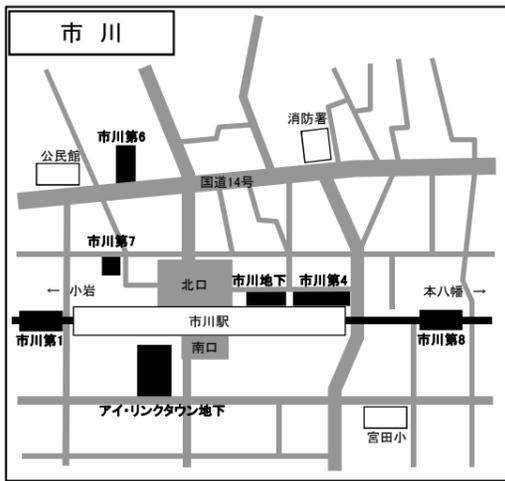
(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込額)	平成30年度 (当初予算)
使用料収入 (A)	476,818,870	488,618,590	618,826,125	724,693,950	731,942,950	741,673,000
維持管理に要する費用 (B)	594,549,360	606,057,105	728,647,445	682,600,638	689,592,069	725,583,032
収支 (A - B)	-117,730,490	-117,438,515	-109,821,320	42,093,312	42,350,881	16,089,968

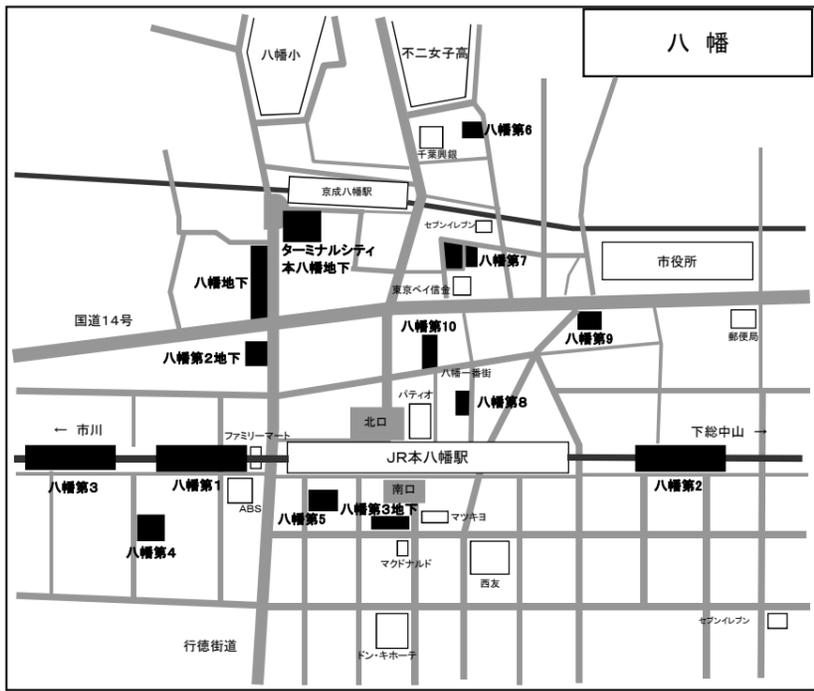
表 2 : 使用料の減収額 (年額)

(単位：円)

△200円	△300円	△400円	△500円
-19,874,400	-29,811,600	-39,748,800	-49,686,000



市川地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付 定期 1回
市川第1	1階 0115 2階 0116	C C	○ —
市川第4	1階 0117 2階 0118 3階 0119	A A B	— — —
市川第6	0106	C	○ C ○
市川第7	—	—	G — G
市川第8	0108	C	— C —
市川地下	地下1階 0111 地下2階 —	A —	— ○ —
アイ・リンクタウン地下	0112	B	— — —



八幡地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付等 定期 1回
八幡第1	1階 0215 2階 0216	C C	○ —
八幡第2	1階 0217 2階 0218	C C	— —
八幡第3	1階 0219 2階 0220	C C	○ —
八幡第4	0204	C※1	— — —
八幡第5	0205	B	○※2 B ○
八幡第6	0206	B	— — —
八幡第7	0207	B	— — —
八幡第8	—	—	G — G
八幡第9	0209	—	— C※4 ○※4
八幡第10	0210	B	F※3 — —
八幡地下	0211	B	○※5 — —
八幡第2地下	—	—	○ — —
八幡第3地下	0213	A	— — —
ターミナルシティ本八幡地下	0214	A	○ — —

※1 八幡第4駐輪場は、利用時間に制限のある定期利用専用駐輪場です。午後10時から翌午前6時まで自転車の出し入れができませんので、ご注意ください。

※2 1回利用及び時間貸しエリアを設けています。時間貸しについては ※3 を参照してください。

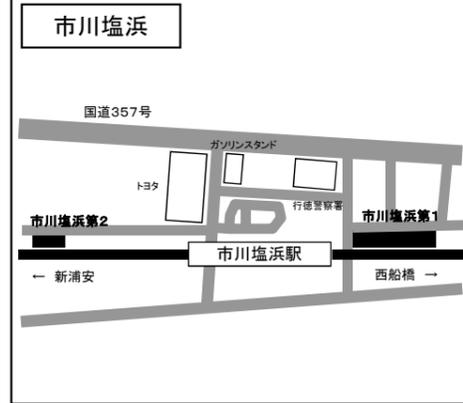
※3 2時間まで無料。その後2時間ごとに100円。1日最大500円。

※4 八幡第9駐輪場は、原付等専用駐輪場です。なお、普通自動二輪車(125cc以下)も駐輪できます。

※5 八幡地下駐輪場については、土・日・祝日のみ1回利用できます。



二俣新町地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付 定期 1回
二俣第1	1001	D	○ D ○
二俣第2	1002	D	— D —

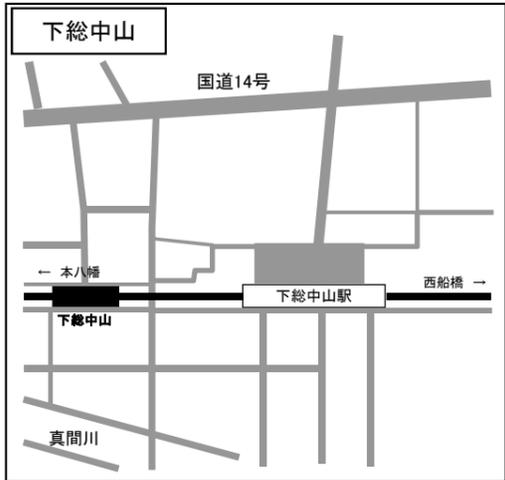


塩浜地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付等 定期 1回
塩浜第1	0701	D	○ D※7 ○※7
塩浜第2	0702	E	— E —

※7 普通自動二輪(125cc以下)も駐輪できます。



原木中山地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付 定期 1回
原木中山	1階 1102 2階 1103	C C	○ ○



中山地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付 定期 1回
下総中山	1階 0302 2階 0303	D D	○ —

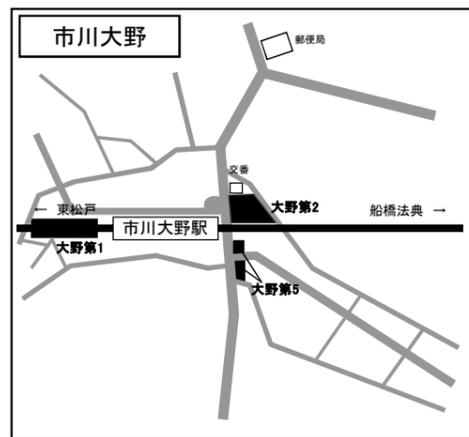


国分高校バス停	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付 定期 1回
国分高校バス停	1201	E	○ E ○

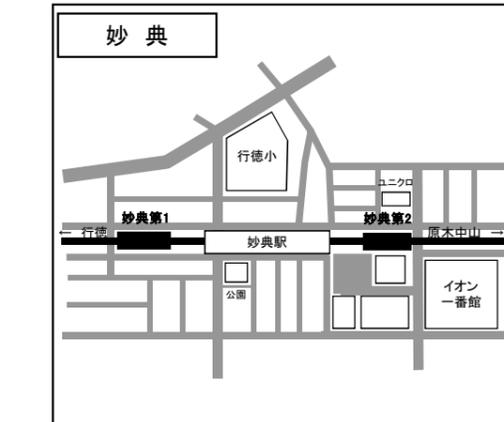


北国分地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付等 定期 1回
北国分	1301	C	G C※6 G※6

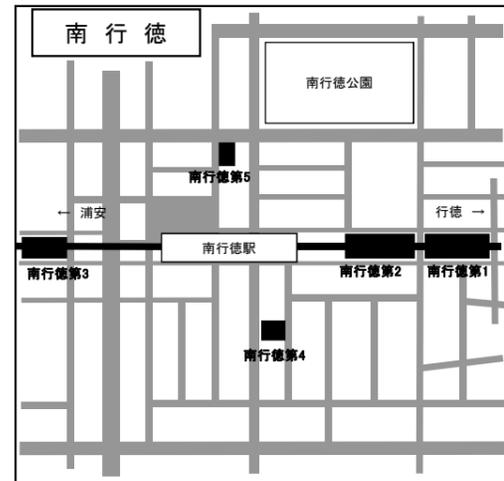
※6 普通自動二輪(125cc以下)も駐輪できます。



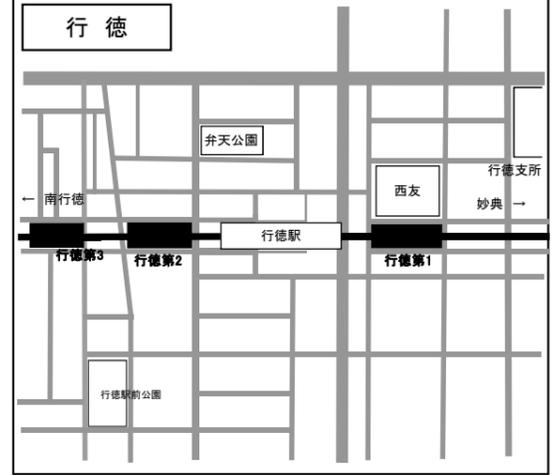
大野地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付 定期 1回
大野第1	0401	E	○ E ○
大野第2	0402	D	○ — —
大野第5	0405	D	— — —



妙典地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付 定期 1回
妙典第1	1階 0803 2階 0804	C C	○ —
妙典第2	1階 0805 2階 0806	C C	○ —



南行徳地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付 定期 1回
南行徳第1	1階 0606 2階 0607	D D	○ —
南行徳第2	1階 0608 2階 0609	D D	— —
南行徳第3	0603	D	— D —
南行徳第4	—	—	○ — —
南行徳第5	0605	C	○ C ○



行徳地区	駐輪場コード	自転車 定期 1回	原付等 定期 1回
行徳第1	1階 0504 2階 0505	C C	○※8 —
行徳第2	1階 0506 2階 0507	C C	○ —
行徳第3	0503	D	— D —

※8 普通自動二輪(125cc以下)も駐輪できます。

平成30年度 市営駐輪場案内図・使用料金表

駐輪場料金種別	自転車		原付等	
	定期使用	一回使用	定期使用	一回使用
A	2,210円	100円	—	—
B	1,720円	100円	3,450円	210円
C	1,400円	100円	2,800円	210円
D	1,080円	100円	2,160円	210円
E	700円	100円	1,400円	210円
F	2時間ごとに100円 (最初の2時間は無料)		—	
G	24時間ごとに100円		24時間ごとに210円	

- ☆ 料金表「定期」の金額は1ヶ月あたりの金額(税込)です。原則として使用月より年度末までの一括納付です。
- ☆ 料金表「1回」の金額は継続する24時間以内の利用金額です。24時間を超えて駐輪する場合は、24時間ごとに「1回」の料金が加算されます。
- ☆ 1回利用は各駐輪場により駐輪区画が異なります。
- ☆ 高校生以下は半額です。(料金種別「F」「G」は除く)
- ☆ 地下駐輪場の使用時間は、午前4時30分から翌午前1時30分までです。
- ☆ その他の駐輪場は24時間使用できます。(八幡第4駐輪場を除く)
- ☆ 八幡第9、北国分、行徳第1、市川塩浜第1の4箇所の駐輪場は普通自動二輪(125cc以下)を駐輪することができます。

北千葉道路 環境アセスメント・都市計画の手続き着手について (報告)

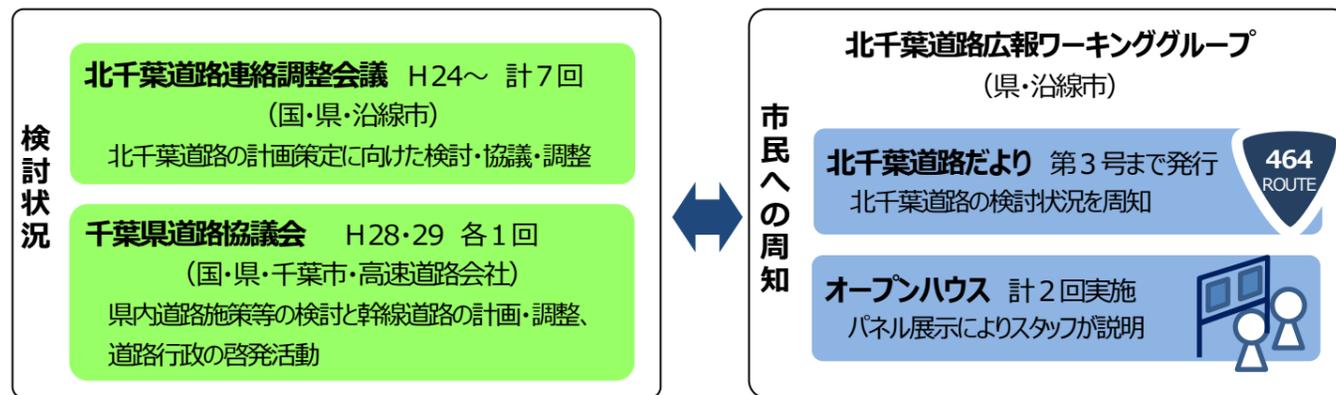
1. 北千葉道路の概要

- 一般国道464号北千葉道路は、市川市(外環道)から成田市を結ぶ全長約43kmの道路で、市川市～鎌ヶ谷市区間約9kmが未事業化区間となっている。
- 市川市区間は都市計画道路3・1・4号、3・1・5号として昭和44年に都市計画決定されている。
- 本市を含む沿線7市で構成する北千葉道路建設促進期成同盟を通じて、これまで国や県など関係機関に早期実現を要望してきた路線である。



図1. 位置図

2. 検討の状況



3. 環境アセスメント・都市計画手続き着手について

- 平成30年1月16日(火)に計画段階環境配慮書及び構想段階評価書(都市計画の概略の案)が公表(県及び沿線市窓口で縦覧(2月20日迄)、千葉県ホームページ上に公表)
- 同日より2月20日まで、一般の方からの意見書を受け付け(提出先は千葉県)
- 同日、千葉県知事より沿線市宛に、配慮書及び都市計画の概略の案に対する意見照会

計画段階環境配慮書(配慮書)とは

環境保全のため配慮すべき事項について、事業計画策定段階において検討した結果をまとめた図書

構想段階評価書(都市計画の概略の案)とは

都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案の立案段階において、都市計画上の見地から総合的な評価を実施した結果をまとめた図書

4. 計画段階環境配慮書及び構想段階評価書(都市計画の概略の案)の概要

- 位置**：起点 市川市(外環道)、終点 船橋市(国道16号) 現行の都市計画決定区域を基本としたルート
- 規模**：約15km、市川市～鎌ヶ谷市 自動車専用道路(専用部)4車線、一般国道(一般部)4車線
鎌ヶ谷市～船橋市 自動車専用道路(専用部)4車線
- 評価項目の設定と評価結果**：5つの評価分野から評価項目を設定し、評価した結果は下表のとおり。

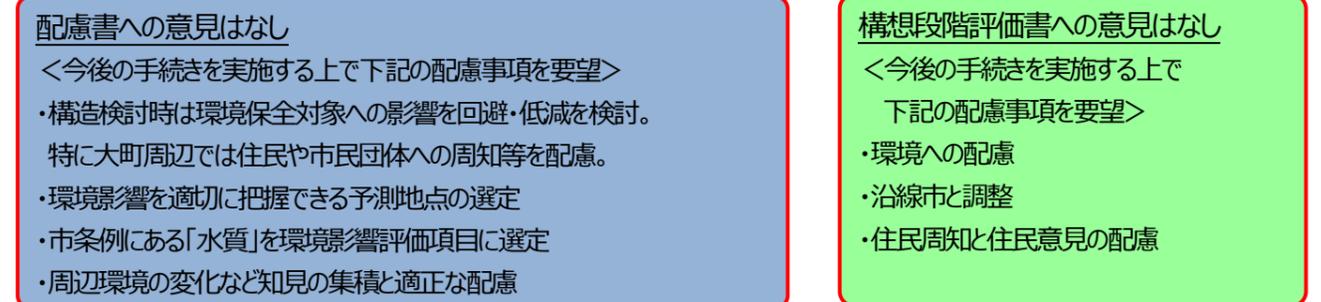
なお、配慮書は評価項目②のみ予測及び評価をしている。

評価分野	評価項目	評価結果
① 都市計画の一体性・総合性の確保	沿道土地利用など他の都市計画との整合性	他の都市計画と一体性・整合性が図られている
② 自然的環境の整備又は保全	大気質 ■ 騒音 ■ 動物 ■ 植物 ■ 生態系 ■ 景観	大気質・騒音、動物、景観に影響を与える可能性はあるが、植物、生態系に影響を与える可能性は小さい。 ※注1)
③ 適切な規模及び必要な位置への配置	適切な道路の配置	適切な道路の配置がなされている
④ 円滑な都市活動の確保	産業活動の支援 ■ 周辺道路の渋滞の緩和 ■ 災害時ネットワークの向上	産業活動支援、周辺道路の渋滞緩和、災害時ネットワークの向上に資する
⑤ 良好な都市環境の保持	農業的土地利用への影響	農業的土地利用への影響は少なからずある ※注2)

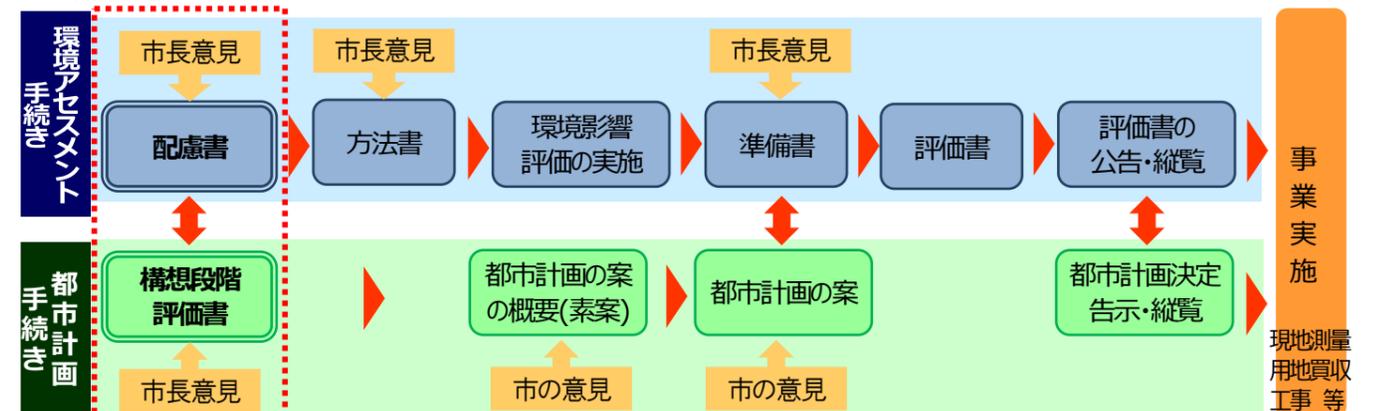
※注1) 今後実施する環境影響評価において調査・予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討。

※注2) 農地への影響については、今後手続きの中で検討を進める。

5. 計画段階環境配慮書及び構想段階評価書に対する市川市意見の回答について



6. 今後の予定



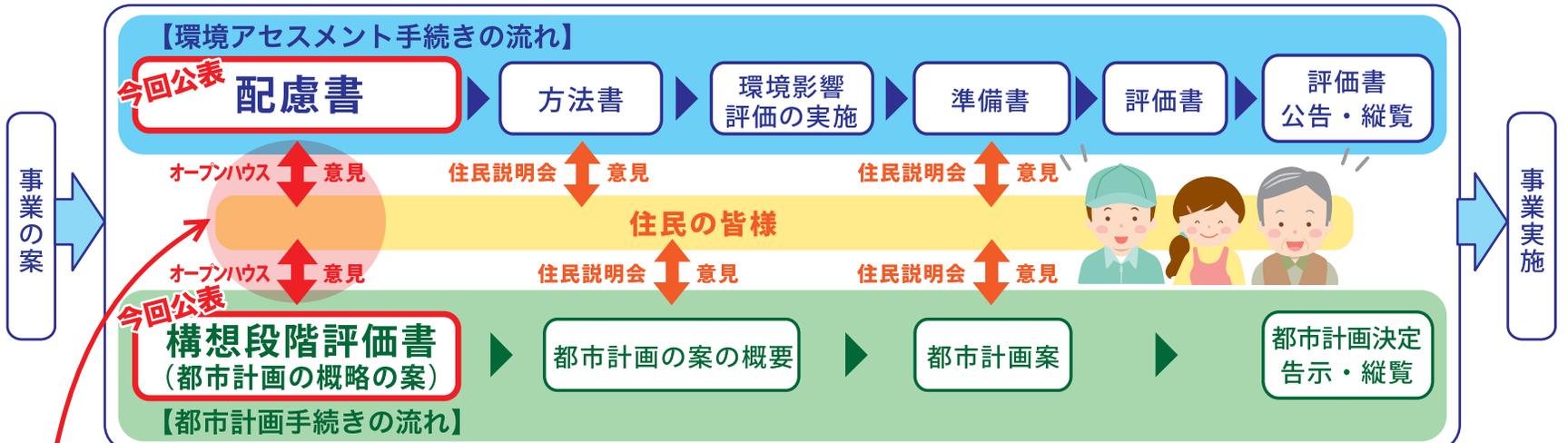
平成30年1月～3月

事業実施
現地測量
用地買収
工事等

環境アセスメント・都市計画手続きに着手します 配慮書や構想段階評価書の内容等を説明するオープンハウスを開催します

配慮書・構想段階評価書を公表します

- 千葉県※が作成を進めてきた環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書(配慮書)と都市計画運用指針に基づく構想段階評価書(都市計画の概略の案)が取りまとまりましたので、公表します。
※都市計画手続きに併せて、環境アセスメント手続きを行うため、環境影響評価法の規定により、都市計画決定権者である千葉県が手続きを実施。
- 配慮書、構想段階評価書は、インターネットで公表し終日閲覧できるとともに、県庁・市役所でも縦覧できます。
- オープンハウスは、この公表に併せて、北千葉道路の検討状況、配慮書等の内容をパネル展示等によりご説明するものです。
- 今後、方法書等の説明会を開催し地域の方々のご理解を頂きながら環境アセスメント・都市計画手続きを進めていきます。



※配慮書とは、

- 事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のため適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

※構想段階評価書とは、

- 都市計画運用指針に基づき、都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案の立案段階において、都市計画上の見地から総合的な評価を実施し、その結果をまとめた図書です。

※一般的な手続きの流れであり、事業の規模などにより異なる場合があります。

※住民のほかに市町村長、知事、国土交通大臣等の意見を聴取します。

●縦覧場所

- 千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課
- 市川市 道路交通部 交通計画課
- 船橋市 建設局 都市計画部 都市計画課・環境部 環境政策課
- 松戸市 街づくり部 都市計画課
- 柏市 都市部 都市計画課
- 鎌ヶ谷市 都市建設部 道路河川整備課
- 白井市 環境建設部 都市計画課

●縦覧期間・時間

平成30年1月16日(火)から2月20日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前9時～午後5時

●インターネットによる公表

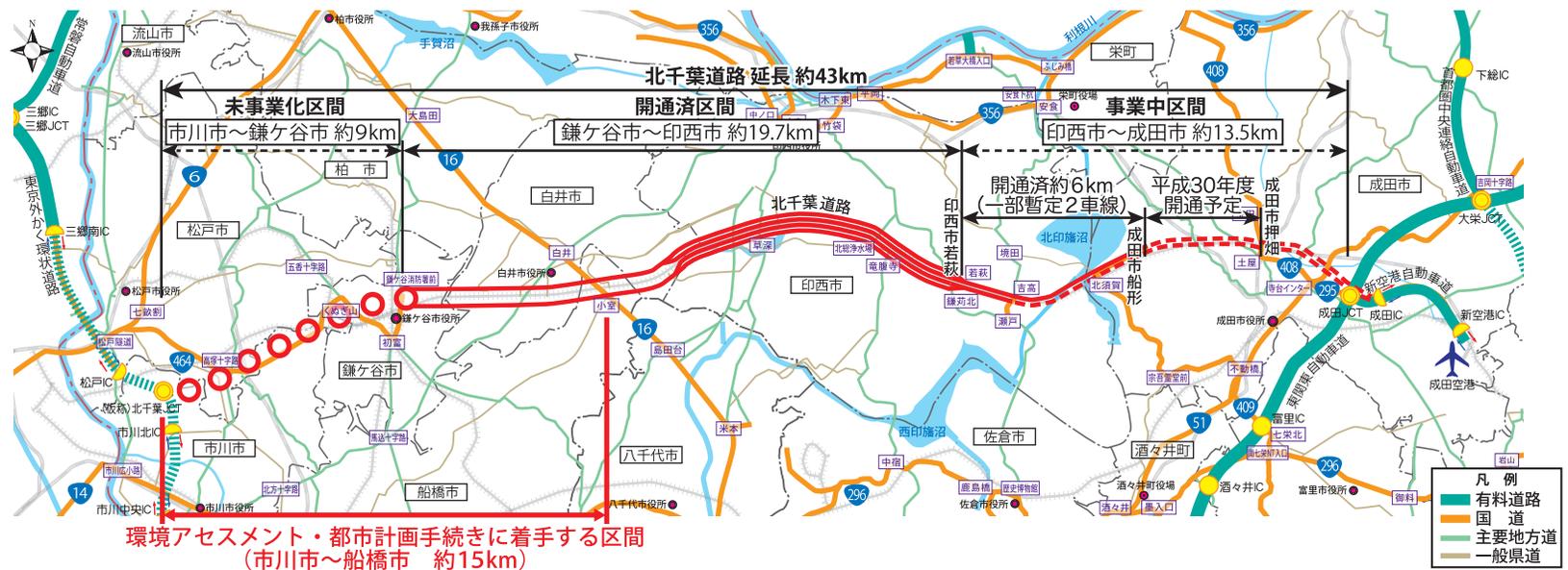
千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課ホームページ

※ホームページ上では、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を含み、終日閲覧が可能です。

●意見書の提出

配慮書及び構想段階評価書についてご意見のある方は、意見書を提出することができます。

意見書の提出先や方法等については、県都市計画課ホームページをご覧ください。縦覧場所でご確認ください。



都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聴きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。



環境アセスメント手続きとは・・・

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。





第2回オープンハウスの開催について



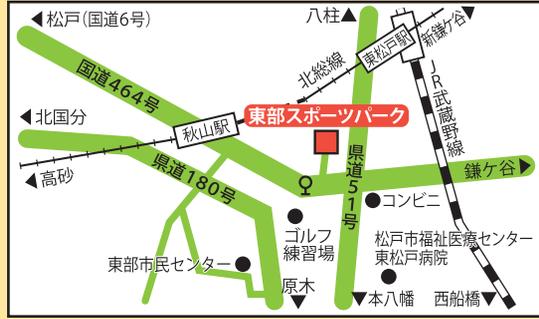
これまでの検討状況や配慮書・構想段階評価書の内容について、パネル展示などにより、ご説明するオープンハウスを開催しますので、ぜひご来場ください。会場では、担当スタッフがパネルの説明や、皆さまからのご質問にお答えします。どちらの会場も内容は同じですので、ご都合のよい日時、場所にどうぞお気軽にお立ち寄りください。

1月26日(金)、27日(土) 10:00～16:00
白井市 文化センター2階研究室1



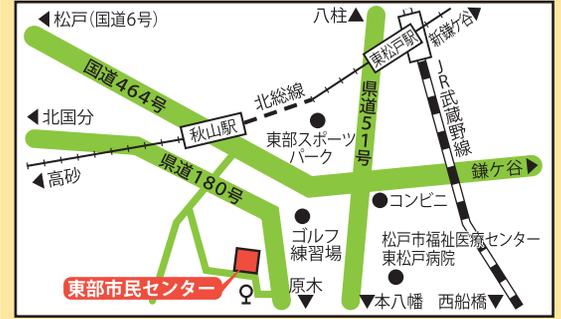
- 交通/北総線白井駅 徒歩約15分
白井駅よりちばレインボバス「白井市役所入口」下車 徒歩約5分
- 住所/白井市復1148-8
- お車でのご越しの方/白井総合公園駐車場をご利用ください。

1月28日(日) 10:00～16:00
松戸市 東部スポーツパーク



- 交通/JR武蔵野線・北総線東松戸駅/北総線秋山駅 徒歩15分
松戸駅より松戸新京成バス「市立東松戸病院行」乗車「スポーツパーク」下車 徒歩約3分
- 住所/松戸市高塚新田427
- お車でのご越しの方/施設駐車場をご利用ください。

1月29日(月) 10:00～16:00
松戸市 東部市民センター



- 交通/松戸駅より松戸新京成バス「梨香台団地行」乗車 終点下車 徒歩約1分
- 住所/松戸市高塚新田494番地の9
- お車でのご越しの方/施設駐車場には限り(10台)があります。

2月2日(金)、3日(土) 10:00～16:00
鎌ケ谷市 きらり鎌ケ谷市民会館



- 交通/新京成線 初富駅 徒歩3分、
新京成バス「東武鎌ケ谷駅」下車 徒歩11分
- 住所/鎌ケ谷市富岡1-1-3
- お車でのご越しの方/施設駐車場をご利用ください。

2月4日(日) 10:00～16:00
市川市 大町会館



- 交通/北総線松飛台駅 徒歩15分、本八幡駅・市川大野駅より京成バス「大町駅行」乗車「大町公民館」下車 徒歩5分
- 住所/市川市大町273
- お車でのご越しの方/施設駐車場をご利用ください。

2月5日(月) 10:00～16:00
市川市 曾谷公民館



- 交通/JR総武線市川より「医療センター入口行」乗車「曾谷公民館」下車 徒歩2分
- 住所/市川市曾谷6-25-5
- お車でのご越しの方/施設駐車場をご利用ください。

※担当スタッフが対応できるまでにお時間をいただく場合がございますので予めご了承ください。

第1回オープンハウスの開催結果

現在の検討状況等をお知らせするため、平成29年7月下旬～8月上旬にかけて、第1回オープンハウスを開催し、約540名の方にご来場いただきました。多数の皆さまにご来場いただき、ありがとうございました。

皆さまからは、このようなご意見をいただきました。(意見の一部を抜粋)

●事業に関する意見の例



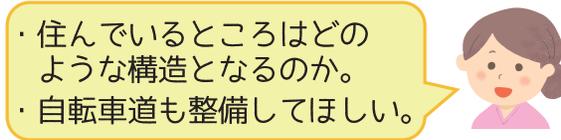
- ・早く整備してもらいたい。
- ・道路が渋滞しているので、渋滞緩和に期待している。

- ・いつ事業化されるのか。
- ・目標をもって進めるべき。

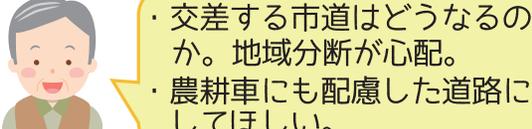


- ・丁寧に広報を行うのは良い。今後も情報を発信してもらいたい。

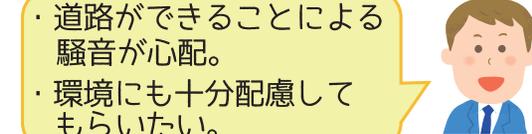
●道路構造に関する意見の例



- ・住んでいるところはどのような構造となるのか。
- ・自転車道も整備してほしい。



- ・交差する市道はどうなるのか。地域分断が心配。
- ・農耕車にも配慮した道路にしてほしい。



- ・道路ができることによる騒音が心配。
- ・環境にも十分配慮してほしい。

オープンハウスとは?

・オープンハウスとは、北千葉道路の検討状況などについて、パネル展示等により情報をお伝えする場所です。



開催状況(平成29年8月7日 鎌ケ谷市・アクロスモール新鎌ケ谷)

今後もオープンハウスを開催するなど検討状況をお知らせし、皆さまのご意見をうかがっていきます。

北千葉道路広報ワーキンググループ

- 目的：北千葉道路(市川市～白井市)の検討状況等に関する広報活動等を実施
- 構成員：千葉県、市川市、松戸市、鎌ケ谷市、船橋市、白井市
- 問合せ先(事務局)：千葉県 県土整備部 道路計画課 外環道・北千葉道路班 TEL：043-223-3124



●都市計画第一種事業の名称及び都市計画決定権者の名称（第 1 章）

項目	内容
都市計画第一種事業の名称	一般国道 464 号 北千葉道路（市川市～船橋市）
都市計画決定権者の名称	千葉県

●都市計画第一種事業の目的及び内容（第 2 章）

項目	内容
事業の目的	東葛飾地域、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港とを結ぶことにより、成田空港の潜在能力の向上による首都圏の国際競争力を高め、さらには地域相互の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与することを目的としています。主な効果は次のとおりです。 ○成田空港等の拠点への広域高速移動の強化 ○周辺道路の渋滞の緩和 ○災害時の緊急輸送ネットワークの強化
事業実施想定区域の位置	起点：千葉県市川市、終点：千葉県船橋市
事業の規模	規模：約 15km ・千葉県市川市～鎌ヶ谷市：自動車専用道路（専用部）4 車線、一般国道（一般部）4 車線 ・千葉県鎌ヶ谷市～船橋市：自動車専用道路（専用部）4 車線



図 北千葉道路の全体図

◆位置等の設定についての考え方

事業実施想定区域の位置又は規模に関するルート案については、事業目的が達成可能であり、社会的影響や自然環境、生活環境に与える影響などを踏まえ、現実的に実施可能な案を設定しました。

◆ルート案の設定にあたっての考え方

本事業は、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的を達成するために、市川市（外環道）～船橋市（国道 16 号）間の専用部（4 車線）約 15 km と市川市～鎌ヶ谷市間の一般部（4 車線）約 9 km について一体的に整備を進める計画です。本事業の市川市～船橋市間は、昭和 44 年に都市計画決定されています。その周辺地域では用途地域が都市計画決定されており、現行の都市計画決定区域に基づいて、土地区画整理事業や鉄道事業等、他の都市計画道路が計画・整備されている状況であり、社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえ、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案を選定しました。

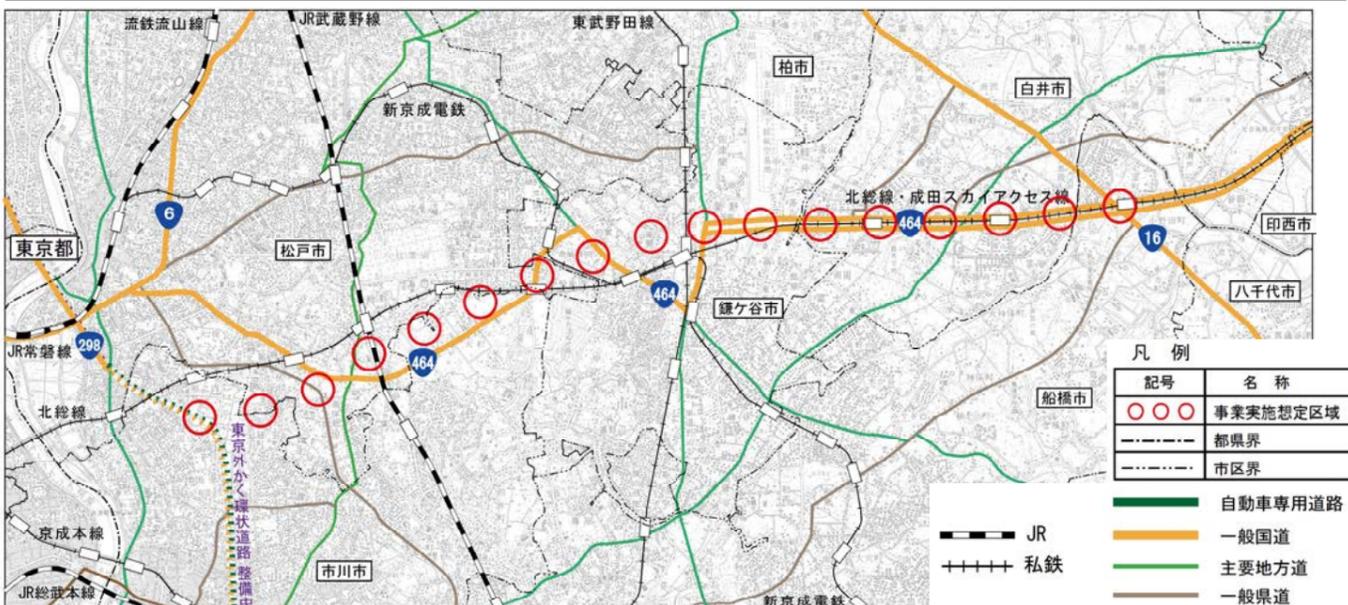


図 事業実施想定区域

●事業実施想定区域及びその周囲の概況（第 3 章）

項目	内容	
大気環境の状況	大気質	平成 23 年～27 年の調査結果では、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質（長期的評価）、二酸化窒素、一酸化炭素は全ての測定局で環境基準を達成しています。ただし、浮遊粒子状物質（短期的評価）は一部で環境基準が非達成になっています。微小粒子状物質は、平成 27 年度にいずれの測定局も環境基準を達成しています。
	騒音	平成 27 年度の調査結果では、道路沿道の住居のうち、昼間・夜間とも環境基準値以下となっている割合は 15.4%～100.0%でした。また、騒音規制法に基づく道路交通騒音調査結果は、松戸市内における一般国道 6 号の調査地点 2 か所で要請限度値を超過していました。
水環境の状況	水象	平成 27 年度の公共用水域水質は、9 河川 13 地点で調査がされており、江戸川で大腸菌群数が、桑納川で全亜鉛が、印旛放水路（上流）で水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）、全亜鉛が、それぞれ環境基準を超過していましたが、その他の地点ではすべての項目が環境基準に適合していました。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	注目すべき生息地として、タガメ、ゲンジボタルの生息地等が存在するとされています。
	植物	重要な植物群落等として、国府台、真間山の自然林や鎌ヶ谷郷土の森等が存在するとされています。
	生態系	重要な湿地として、市川市のじゅん菜池と市川市大町周辺の谷津田が指定されています。
景観		主要な眺望点と眺望景観については、曾谷の高台からの眺めやかまがやスカイビュー等が存在しています。自然的・文化的・歴史的景観資源が多く分布しています。主な景観資源として、大町周辺の森、日枝神社の林、八坂神社の林、じゅん菜池緑地、堀之内貝塚公園、小塚山公園等があります。
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、新鎌ふれあい公園及び市制記念公園、堀之内貝塚公園等があります。

●計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの（第 4 章）

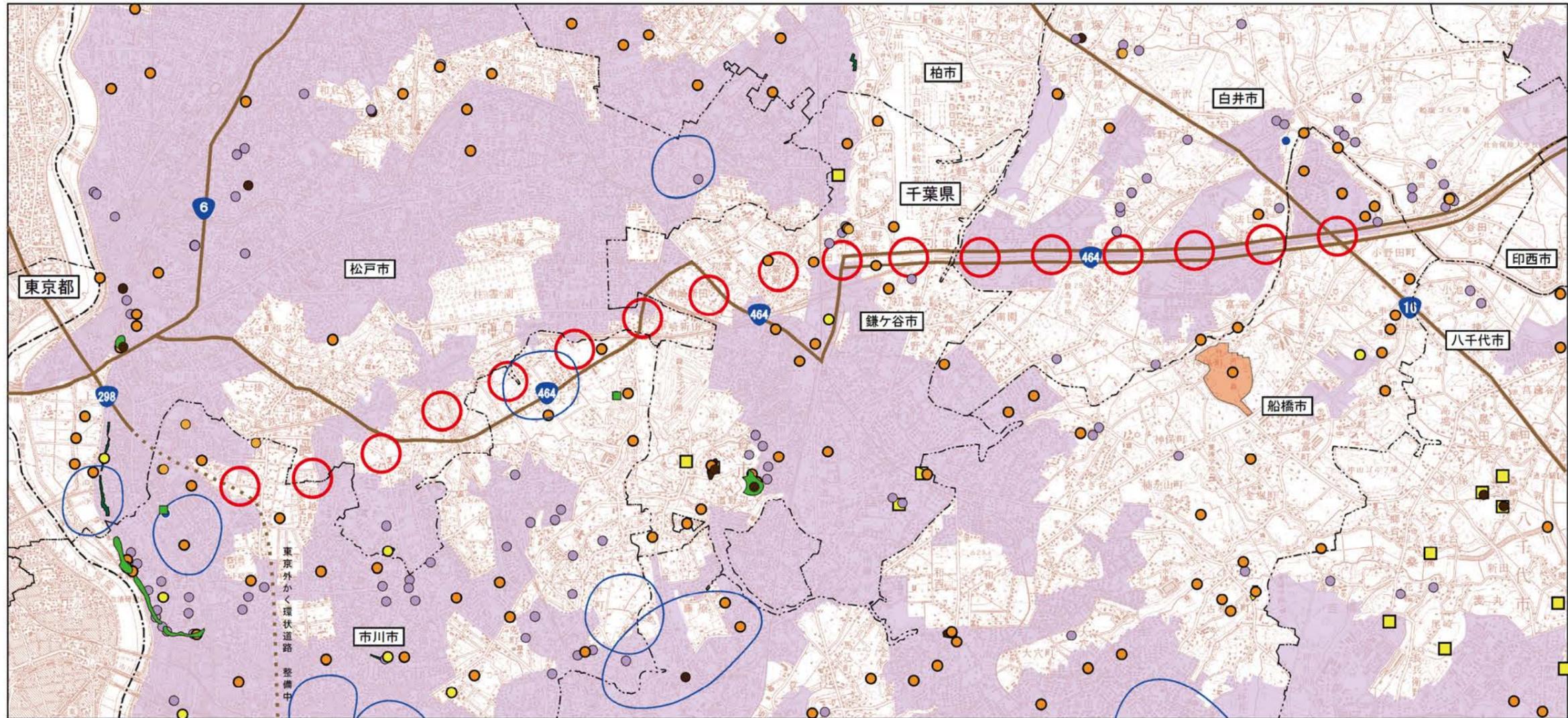
◆計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素	影響要因	施設等の存在及び供用		選定理由
		道路の存在	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	○	事業実施想定区域及びその周囲においては、市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音	○	事業実施想定区域及びその周囲においては、市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	動物	○	事業実施想定区域及びその周囲においては、重要な動物が生息し、鳥獣保護区が指定されています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		植物	○	事業実施想定区域及びその周囲においては、重要な植物群落、巨樹・巨木林が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		生態系	○	事業実施想定区域及びその周囲においては、まとまって存在する自然環境として、重要な湿地が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	○	事業実施想定区域及びその周囲においては、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源が存在しています。道路の存在に伴い、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。	

◆計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	予測及び評価の結果
大気質	・市川市～鎌ヶ谷市間、鎌ヶ谷市～船橋市間のいずれの区間ルートも、一部が市街地を通過します。このため、大気質・騒音に影響を与える可能性があると評価します。
騒音	
動物	・市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、タガメやゲンジボタルの一部の生息地を通過すると予測します。このため、動物に影響を与える可能性があると評価します。 ・鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種の生息地等の改変は生じません。このため、動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
植物	・市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、重要な種の生育地等を回避していると予測します。このため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 ・鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種・群落の生育地等の改変は生じません。このため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
生態系	・市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、まとまって存在する自然環境を回避していると予測します。このため、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。 ・鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、まとまって存在する自然環境の改変は生じません。このため、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
景観	・市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、主要な景観資源の大町周辺の森を通過すると予測します。このため、景観に影響を与える可能性があります。 ・鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、主要な景観資源等の改変は生じません。このため、景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

人口集中地区 (DID)

- ○ 重要な動植物、注目すべき生息地
- 注目すべき群落等 (特定植物群落)
- 注目すべき群落等 (記念物)
- 注目すべき群落等 (巨樹巨木林)
- 重要湿地
- 特別緑地保全地区
- 鳥獣保護区
- 保存樹木
- 自然環境保全地域
- : 主要な眺望点と眺望景観
- : 主要な景観資源

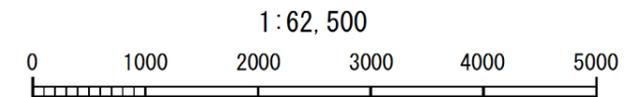


図 計画段階配慮事項の調査結果

●都市計画第一種事業及び都市計画決定権者の名称（第 1 章）

項目	内容
都市計画第一種事業の名称	一般国道 464 号 北千葉道路（市川市～船橋市）
都市計画決定権者の名称	千葉県

●都市計画第一種事業の目的及び内容（第 2 章）

項目	内容
事業の目的	東葛飾地域、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港とを結ぶことにより、成田空港の潜在能力の向上による首都圏の国際競争力を高め、さらには地域相互の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与することを目的としています。主な効果は次のとおりです。 ○成田空港等の拠点への広域高速移動の強化 ○周辺道路の渋滞の緩和 ○災害時の緊急輸送ネットワークの強化
事業実施想定区域の位置	起点：千葉県市川市、終点：千葉県船橋市
事業の規模	規模：約 15km ・千葉県市川市～鎌ヶ谷市：自動車専用道路（専用部） 4 車線、一般国道（一般部） 4 車線 ・千葉県鎌ヶ谷市～船橋市：自動車専用道路（専用部） 4 車線

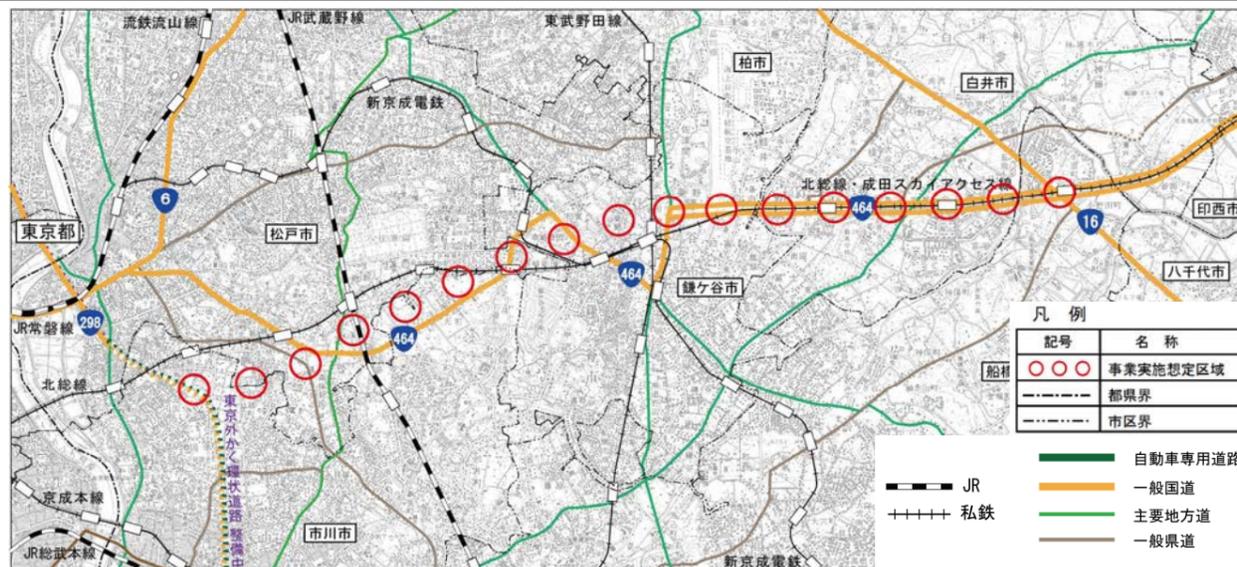


◆位置等の設定についての考え方

事業実施想定区域の位置又は規模に関するルート案については、事業目的が達成可能であり、社会的影響や自然環境、生活環境に与える影響などを踏まえ、現実的に実施可能な案を設定しました。

◆ルート案の設定にあたっての考え方

本事業は、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的を達成するために、市川市（外環道）～船橋市（国道 16 号）間の専用部（4 車線）約 15 km と市川市～鎌ヶ谷市間の一般部（4 車線）約 9 km について一体的に整備を進める計画です。本事業の市川市～船橋市間は、昭和 44 年に都市計画決定されています。その周辺地域では用途地域が都市計画決定されており、現行の都市計画決定区域に基づいて、土地区画整理事業や鉄道事業等、他の都市計画道路が計画・整備されている状況であり、社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえ、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案を選定しました。



●上位計画等における位置付け

北千葉道路（市川市～船橋市）は、「千葉県総合計画」、「千葉県国土利用計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」等の上位計画に位置付けられた施設です。

●都市計画に関する評価結果（第 6 章）

(1) 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価結果

評価項目	評価結果
沿道土地利用など他の都市計画との整合性	昭和 44 年に都市計画決定済みであり、現行の都市計画決定区域に基づき土地区画整理事業や鉄道事業などが計画・整備されていることから、沿道の土地利用など他の都市計画と一体性・整合性が図られているものと評価します。

(2) 自然的環境の整備又は保全に関する評価結果

評価項目	評価結果
大気質	市川市～鎌ヶ谷市間、鎌ヶ谷市～船橋市間のいずれの区間ルートも、一部が市街地を通過します。このため、大気質・騒音に影響を与える可能性があると評価します。
騒音	市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、タガメやゲンジボタルの一部の生息地を通過すると予測します。このため、動物に影響を与える可能性があると評価します。
動物	鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種の生息地等の改変は生じません。このため、動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
植物	市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、重要な種の生育地等を回避していると予測します。このため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
生態系	鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種・群落の生育地等の改変は生じません。このため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。
景観	市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、主要な景観資源の大町周辺の森を通過すると予測します。このため、景観に影響を与える可能性があると評価します。
	鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、主要な景観資源等の改変は生じません。このため、景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。

なお、各評価項目について、環境影響の回避が困難、又は必ずしも十分に低減されないおそれがある場合には、今後実施する環境影響評価において、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

(3) 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価結果

評価項目	評価結果
適切な道路の配置	昭和 44 年に都市計画決定済みであり、現行の都市計画決定区域に基づき土地区画整理事業や鉄道事業などが計画・整備され、沿道の土地利用など他の都市計画と一体性・整合性が図られていることから、適切な道路の配置がなされているものと評価します。

(4) 円滑な都市活動の確保に関する評価結果

評価項目	評価結果
産業活動の支援	高速道路のインターチェンジへのアクセス時間の短縮効果や都心から成田空港への移動時間の短縮効果が期待されるため、産業活動の支援に資するものと評価します。
周辺道路の渋滞の緩和	新たな東西方向の幹線道路として機能することにより、交通容量が拡大され、交通の分散が期待されることから、周辺道路の渋滞の緩和に資するものと評価します。
災害時ネットワークの向上	緊急輸送道路の新たな東西軸として機能することにより、信頼性の高い緊急輸送道路ネットワークが形成されることから、災害時のネットワークの向上に資するものと評価します。

(5) 良好な都市環境の保持に関する評価結果

評価項目	評価結果
農業的土地利用への影響	一部地域において一団の農地を通過することから、農業的土地利用への影響は少なからずあるものと評価します。

なお、農地への影響については、今後の手続きの中で検討を進めます。

つけて走って広げよう、地域の魅力！

～地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、昨年ラグビーW杯、東京2020オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレートの交付を開始しましたが、いよいよ本年10月頃より地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始します。

この度、その具体的デザインを決定しましたのでお知らせします。

1. 具体的デザイン（全国41地域）

（例）代表6地域



詳細は別紙参照

2. 地域の実施への寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みを支援します。

3. 軽自動車のナンバープレート

登録車と軽自動車との区分を明確化すべく、軽自動車の図柄入りナンバープレートには、「黄色」の縁取りを施すこととします。

4. 今後の取組み（新たな地域名表示の追加）

地方版図柄入りナンバープレートの交付開始に伴い、新たな地域名表示を導入してほしいとの要望が高まっていることを踏まえ、今後、全国17地域を追加します。（平成32年度交付開始を予定）

【配布先】茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕物流専門紙
【問い合わせ先】国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部 管理課 宮本、藤城、廣瀬
電話：045-211-7253（直通） FAX：045-201-8813

東北

盛岡（岩手県盛岡市等）



・盛岡599・
あ 20-46

<不來方の風>

岩手（岩手県宮古市等）



・岩手599・
あ 20-46

<銀河鉄道の夜>

平泉（岩手県一関市等）



・平泉599・
あ 20-46

<世界文化遺産「平泉」>

仙台（宮城県仙台市）



・仙台599・
あ 20-46

<伊達政宗公と仙台七夕まつり>

山形（山形県山形市等）



・山形599・
あ 20-46

<さくらんぼの里 山形>

庄内（山形県鶴岡市等）



・庄内599・
あ 20-46

<稲穂の波と鳥海山>

関東

土浦（茨城県土浦市等）



・土浦599・
あ 20-46

<帆引き船、花火>

つくば（茨城県つくば市等）



・つくば599・
あ 20-46

<筑波山>

前橋（群馬県前橋市等）



・前橋599・
あ 20-46

<赤城山>

越谷（埼玉県越谷市）



・越谷599・
あ 20-46

<ガーヤちゃん、南越谷阿波踊り>

成田（千葉県成田市等）



・成田599・
あ 20-46

<飛行機が飛ぶ街>

柏（千葉県柏市等）



柏 599
あ 20-46

<手賀沼>

関東

世田谷（東京都世田谷区）



・世田谷599・
あ 20-46

The license plate features a light blue background with stylized white and yellow flowers. The text is in green and black.

<多摩川とサギソウ>

杉並（東京都杉並区）



・杉並599・
あ 20-46

The license plate features a light blue background with a green cityscape at the bottom. It includes a cartoon character on the left and a green dinosaur-like creature on the right.

<杉並続くみどりいっぱいのもち>

富士山（山梨県富士吉田市等）



・富士山599・
あ 20-46

The license plate features a light blue background with a red and white Mount Fuji mountain peak on the right side.

<富士山>

北陸信越

新潟（新潟県新潟市等）



新潟599
あ 20-46

The license plate features a light blue background with a white crane on the right and a bridge in the background.

<萬代橋、トキ>

長岡（新潟県長岡市等）



長岡599
あ 20-46

The license plate features a light blue background with colorful fireworks exploding in the sky.

<長岡花火>

富山（富山県全域）



・富山599・
あ 20-46

The license plate features a light blue background with a white mountain peak and a small white bird on the right.

<立山連峰>

北陸信越

金沢（石川県金沢市等）



〈雪つり、梅鉢紋〉

石川（石川県加賀市等）



〈白山、能登の里海の波〉

中部

福井（福井県全域）



〈恐竜〉

富士山（静岡県富士宮市等）



〈雄大な富士と豊かな田園〉

豊田（愛知県豊田市）



〈豊田スタジアムとグランパスくんファミリー〉

春日井（愛知県春日井市）



〈道風くんとサボテンキャラクター〉

近畿

滋賀（滋賀県全域）



<琵琶湖>

京都（京都府全域）



<花紋様 天橋立・五重塔>

奈良（奈良県全域）



<桜、紅葉>

中国

鳥取（鳥取県全域）



<砂丘、大山、梨>

福山（広島県福山市等）



<広島東洋カープ>

下関（山口県下関市）



<下関のランドマーク>

中国

山口（山口県山口市等）



<秋吉台、錦帯橋>

四国

徳島（徳島県全域）



<阿波おどり>

香川（香川県全域）



<瀬戸内海、オリーブ>

愛媛（愛媛県全域）



<みきゃん>

高知（高知県全域）



<はりまやばし、カツオ>

九州

長崎（長崎県長崎市等）



<ステンドグラス>

九州

佐世保（長崎県佐世保市等）



<ステンドグラス>

熊本（熊本県全域）



<<まモン>>

大分（大分県全域）



<温泉>

宮崎（宮崎県全域）



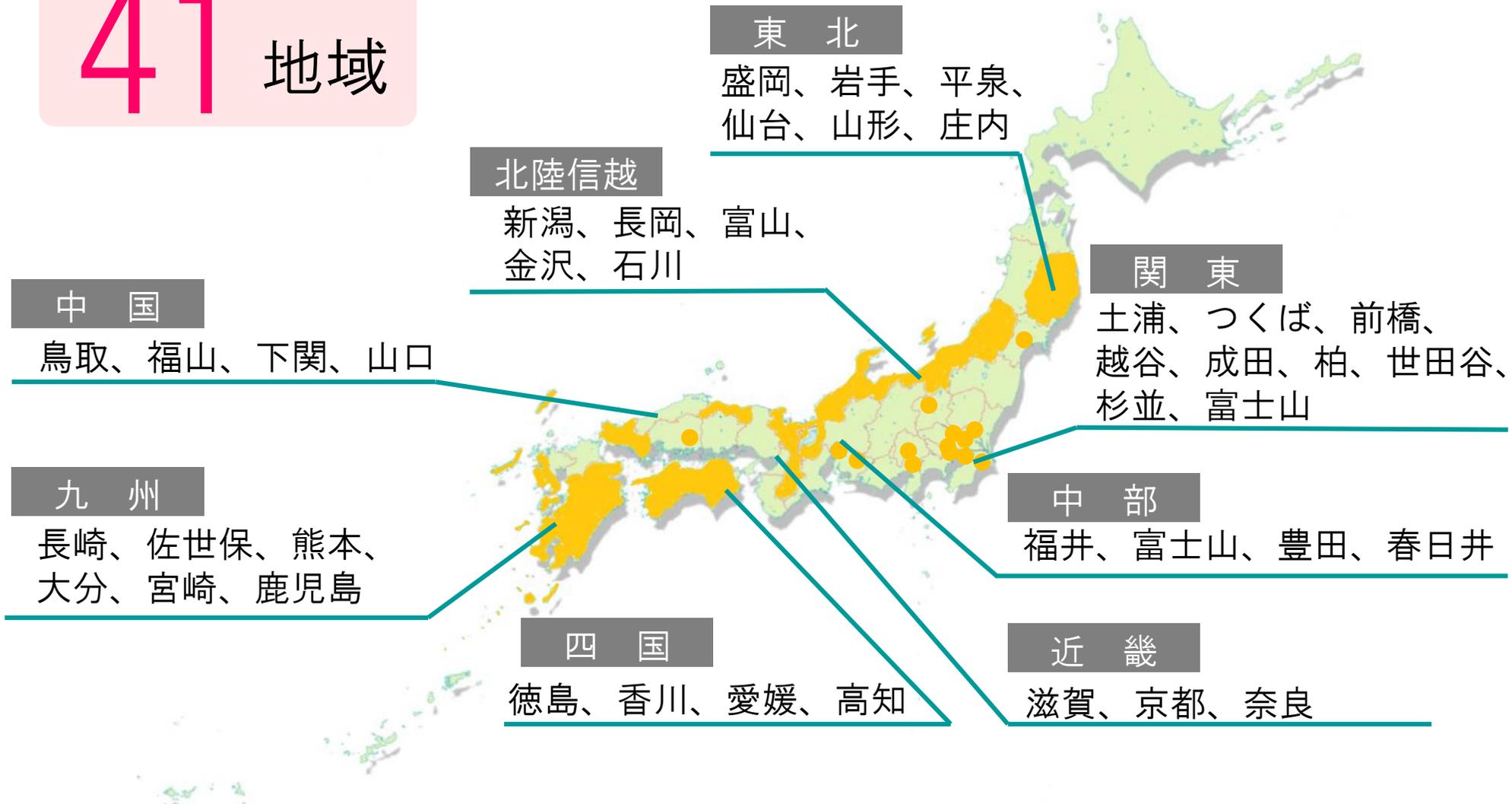
<ひなたと海>

鹿児島（鹿児島県鹿児島市等）

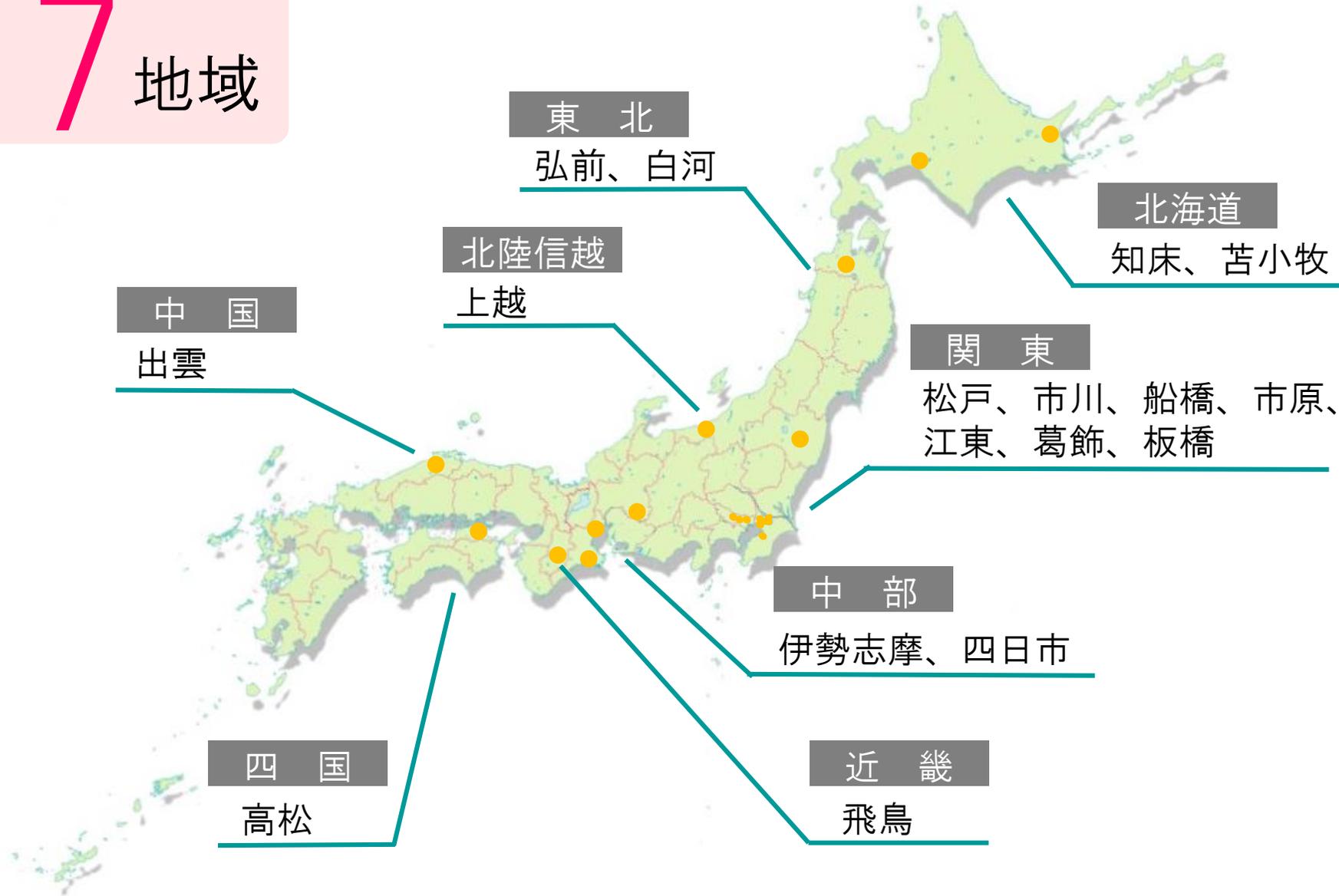


<桜島>

41 地域



17 地域



対象車種		登録自動車(自家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(自家用)
通常の ナンバー プレート				
図柄入り ナンバー プレート	寄付金付き			
	寄付金なし			

地方版図柄入りナンバープレート導入地域

運輸局	導入地域 (ナンバー表示)	対象区域
東北	盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波郡（紫波町、矢巾町）
	岩手	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手郡（雫石町、葛巻町、岩手町）、和賀郡（西和賀町）、気仙郡（住田町）、上閉伊郡（大槌町）、下閉伊郡（山田町、岩泉町、田野畑村、普代村）、九戸郡（軽米町、九戸村、野田村、洋野町）、二戸郡（一戸町）
	平泉	一関市、奥州市、胆沢郡（金ヶ崎町）、西磐井郡（平泉町）
	仙台	仙台市
	山形	山形市、米沢市、天童市、南陽市、新庄市、長井市、上山市、尾花沢市、東根市、村山市、寒河江市、最上郡（金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）、北村山郡（大石田町）、東村山郡（中山町、山辺町）、西村山郡（河北町、西川町、朝日町、大江町）、東置賜郡（高畠町、川西町）、西置賜郡（小国町、白鷹町、飯豊町）
	庄内	鶴岡市、酒田市、東田川郡（三川町、庄内町）、飽海郡（遊佐町）
関東	土浦	土浦市、石岡市、かすみがうら市、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、稲敷郡（阿見町、美浦村、河内町）、北相馬郡（利根町）
	つくば	つくば市、つくばみらい市、古河市、筑西市、下妻市、常総市、坂東市、結城市、守谷市、桜川市、結城郡（八千代町）、猿島郡（境町、五霞町）
	前橋	前橋市、北群馬郡（吉岡町）
	越谷	越谷市
	成田	成田市、山武市、富里市、山武郡（横芝光町、芝山町）、香取郡（神崎町、多古町）
	柏	柏市、我孫子市
	世田谷	世田谷区
	杉並	杉並区
富士山	富士吉田市、南都留郡（道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）	

北陸信越	新潟	新潟市、新発田市、村上市、五泉市、燕市、三条市、加茂市、佐渡市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡（聖籠町）、西蒲原郡（弥彦村）、東蒲原郡（阿賀町）、南蒲原郡（田上町）、岩船郡（粟島浦村、関川村）
	長岡	長岡市、小千谷市、見附市、十日町市、柏崎市、上越市、糸魚川市、魚沼市、南魚沼市、妙高市、三島郡（出雲崎町）、中魚沼郡（津南町）、南魚沼郡（湯沢町）、刈羽郡（刈羽村）
	富山	県内全域
	金沢	金沢市、かほく市、河北郡（津幡町、内灘町）
	石川	加賀市、小松市、能美市、白山市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、野々市市、能美郡（川北町）、羽咋郡（志賀町、宝達志水町）、鹿島郡（中能登町）、鳳珠郡（穴水町、能登町）
中部	福井	県内全域
	富士山	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町）
	豊田	豊田市
	春日井	春日井市
近畿	滋賀	県内全域
	京都	府内全域
	奈良	県内全域
中国	鳥取	県内全域
	福山	福山市、尾道市、三原市、竹原市、府中市、豊田郡（大崎上島町）、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）
	下関	下関市
	山口	岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、美祢市、柳井市、山口市、阿武郡（阿武町）、大島郡（周防大島町）、玖珂郡（和木町）、熊毛郡（上関町、田布施町、平生町）
四国	徳島	県内全域
	香川	県内全域
	愛媛	県内全域
	高知	県内全域
九州	長崎	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、雲仙市、南島原市、南松浦郡（新上五島町）、西彼杵郡（時津町、長与町） 対馬市、壱岐市
	佐世保	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡（川棚町、波佐見町、東彼杵町）、北松浦郡（小値賀町、佐々町）

	熊本	県内全域
	大分	県内全域
	宮崎	県内全域
	鹿児島	鹿児島市、出水市、指宿市、西之表市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、いちき串木野市、南さつま市、霧島市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡（十島村、三島村）、出水郡（長島町）、曾於郡（大崎町）、熊毛郡（中種子町、南種子町、屋久島町）、薩摩郡（さつま町）、姶良郡（湧水町）、肝属郡（東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）

【地域名表示の追加】平成32年度交付開始予定地域

運輸局	導入申込予定地域 (ナンバー表示)	対象区域
北海道	知床	斜里郡（斜里町、清里町、小清水町）、野付郡（別海町）、標津郡（中標津町、標津町）、目梨郡（羅臼町）
	苫小牧	苫小牧市
東北	弘前	弘前市、中津軽郡（西目屋村）
	白河	白河市、西白河郡（泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町）
関東	松戸	松戸市
	市川	市川市
	船橋	船橋市
	市原	市原市
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
北陸信越	板橋	板橋区
	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
中部	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、邑楽郡（明和町）、度会郡（度会町、玉城町、南伊勢町）
	四日市	四日市市
近畿	飛鳥	橿原市、磯城郡（三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）
中国	出雲	出雲市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
四国	高松	高松市

地方版図柄入りナンバープレートの交付までのスケジュール

